

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
1	<p><b>1 - 3 - 1 魅力的な観光地域づくり</b> 観光客数を増加させるとオーバーツーリズムの問題が発生するため、観光客数の増加を目標にすることは適切か。 消費をしない観光客を受け入れても意味がないと思うため、具体的な取組・まちづくり指標に、観光客一人当たりの消費額の基準値や目標値などを記載していただきたい。</p>	<p>ご指摘のオーバーツーリズムに関しては、三豊市ではこれまで観光客の増加に合わせて対策を講じており、今後も地域の皆様と連携して対処していくこととしております。</p> <p>一方で、観光客の増加は消費を生み出し、地域の活性化に寄与するものでありますので、その好循環が継続できるよう観光客の受入れを続けてまいります。</p> <p>消費額を指標とする考えにつきましては、父母ヶ浜は民間研究所の協力を得て三豊市観光交流局が観光消費額を出しておますが、定量的な測定が難しい面もありますので、観光客数を指標として設定しております。</p>
2	<p><b>1 - 4. 商業・工業</b> 現状と課題「就職時における若者の地元志向の低下」の説明文に、「地元企業の認知度が低い水準にあることが明らかになりました。」とあるが、認知度を向上させたら、三豊市に魅力を感じる（就職したい）企業はあると考えているのか。 例えば、若者がやりたい仕事や給料の額など、企業を選択する際に重視している項目を満たす企業が三豊市に必要ではないか。</p>	<p>三豊市には、国内シェアトップクラスを誇る企業など優良企業が存在しており、若者がこのような企業を知ることができれば、三豊市に誇りを持ち地元就職のきっかけになると考えております。</p> <p>企業側も若年層が重視する項目を意識した業務内容や待遇などを見直す動きもありますので、まずは市内企業を知ってもらい、また、就職先として選んでもらえるような施策を進めてまいります。</p>
3	<p><b>2-2-1 確かな学力と豊かな心身を育む教育</b> 具体的な取組・まちづくり指標に、子どもの学力の基準値や目標値を記載していただきたい。 例えば、全国学力テストの正答率や順位などの基準値や目標値、中学校卒業程度とされる英検3級取得者の基準値や目標値など。</p>	<p>全国学力学習状況調査等は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の課題を検証し、その改善を図ることや、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施されています。調査により測定できるのは学力の特定の一部分であり、序列化や過度な競争を招かないようにするためにも、正答率や順位などの数値の基準値や目標値は設定しておりません。</p>
4	<p><b>2-2-1 確かな学力と豊かな心身を育む教育</b> <b>9. 小・中学校教育扶助の実施</b> 「要保護、準要保護児童等の認定要件に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する」とあるが、認定要件に該当しないすべての児童・生徒の保護者による経済的負担を軽減するような政策を求めたい。（教材費や制服体操服ランドセルなどの負担軽減、給食費無償化など）</p>	<p>就学援助制度については、法律の目的に即し、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者への援助を今後も進めてまいります。すべての児童生徒に対する支援については、他の手当等の支援制度を含め、総合的に検討をしていくものと考えております。</p> <p>学校給食について、保護者負担は、2009年度以降値上げせず、給食費を据え置いている現状です。昨今の物価高騰の影響もありますが、現時点でも給食費の保護者負担は据え置き、不足分は市の財源を活用しながら、栄養バランスや量を保った学校給食の提供に努めています。また、2024年1月からは、第3子以降の学校給食費無償化を行うこととしており、引き続き国や県の給食費無償化に係る施策を注視しながら考えてまいります。</p>
5	<p><b>3-3-2 子どもの貧困対策と地域福祉の推進</b> <b>2. 生活困窮世帯の子どもの学習支援【重点】</b> 「生活困窮世帯の小学生・中学生を対象に、子どもの学習支援教室を開催」とあるが、生活困窮世帯以外の人も対象にしていただきたい。生活困窮世帯以外の人でも学習支援が必要な人がいると思われる。</p>	<p>生活困窮世帯の子どもは家庭環境や経済的な理由で学びの機会が少ないとから進学や就職に影響を及ぼす場合があるため、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、子どもの学習支援教室を開催し、その充実を図ります。</p> <p>また、学校においては、必要に応じて放課後や長期休業期間を利用した学習会等を実施しています。今後も、個に応じた指導に取り組んでまいります。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
6	<p><b>4-1-3 消防体制の充実</b></p> <p>プロの消防士ではない消防団は必要なのか。必要だとすれば、三豊市には何名が適切だと考えているか。また、訓練等は実際の現場で役に立っているのか。例えば、操法大会や大会の練習は不要という現役消防団の意見も聞く。実際、消防団は現場でも交通整理が主で消火はほとんどしないとも聞く。</p>	<p>消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。三豊市では、消防団条例により1,091人を消防団員の定数として定めています。</p> <p>訓練は、資機材やポンプ操作、ポンプ中継などの消火活動に関する内容だけでなく、水防に関する内容やAEDを用いた救命講習など、多様化する災害に対応できるよう訓練を行っており、操法訓練も消火活動の基礎を習得するための訓練の一つです。</p> <p>また、火災現場において消防団は消防署と協力して放水による消火活動を行っておりますが、現場の状況により交通整理が必要な場所は消防団員で役割分担をして対応を行っております。</p>
7	<p><b>4-2-2 交通の利便性向上</b></p> <p>公共交通機関である鉄道の利用促進策を記載する必要があると考える。まちづくり指標に、三豊市内のJR各駅の乗降客数について基準値や目標値を記載していただきたい。</p>	<p>鉄道の利用促進策については、三豊市コミュニティバスの毎年のダイヤ改正を決定する際、JRのダイヤ改正に合わせて、広域的なネットワークとして、できるだけ乗り継ぎがスムーズとなるよう取り組んでおります。ご意見にあるまちづくり指標については、市が事業主体となっているコミュニティバスやその他の交通手段においての利用促進を重点的に努めたいと考えております、交通の利便性向上に関しては、その視点での目標値を設定しております。</p>
8	<p><b>4-3-3 ごみ・し尿・生活排水の適正処理</b></p> <p><b>3. 地区衛生活動の支援</b></p> <p>「市民自らの積極的な環境保全活動への参加を目指し、地区衛生組織（自治会）を中心とする、ごみの減量・分別収集・河川一斉清掃等の活動を支援します。」とあるが、ゴミの回収や新聞紙や段ボールなどの資源ごみの回収や河川清掃などは行政の仕事であって自治会の仕事ではないと考える。</p> <p>このような仕事を自治会がしていると、自治会の入会率が下がったり、近所のつきあいや地域交流が面倒という人が増えたり、三豊市が住みづらくなり住民が出ていくのではないか。</p>	<p>合併以来、「ごみは資源」として地区衛生組織（自治会）のご理解とご協力を得て18分別の回収を実施しており、市全体としてリサイクル率向上に努めています。また、これらの活動は環境保全や環境負荷低減になるだけでなく財政負担の軽減にもなっています。</p> <p>ご意見をいただいた新聞や段ボールなどの資源ごみ回収は市でも行っており、それ以上を市民自ら行うことに対するリサイクル率向上のための活動として支援させていただいている。</p> <p>なお、河川一斉清掃等は強制するものではなく、市民自ら環境美化の取組として行っていることに対する支援でございますのでご理解いただきますようお願いします。</p>
9	<p><b>5-1-1 多様な人材による地域活動</b></p> <p><b>1. 地域と時代に合ったコミュニティ活動の促進</b></p> <p>「自らの手で公共サービスの一部」とあるが、税金を払っているのに公共サービスを自らの手でするのはおかしいと思う。行政の仕事ではないか。</p> <p>なぜ、「多くの市民の地域活動への参加を促します。」と促す必要があるのか。</p> <p>近所のつきあいや地域交流が面倒で住みにくいという人が増えている状況で、自治会を促進する必要はあるか。</p>	<p>ライフスタイルの多様化等によるサービスの高度化や多様化が求められる一方で、働く世代の減少による住民税などの増収が見込めない中、共働き世帯の増加に伴う子育てニーズの増加、高齢者の増加に伴う介護医療福祉費の増加など、歳入に比べて歳出の増加圧力が強まっており、行政による公共サービスの維持が課題となっています。</p> <p>これらのニーズに応えるためにも、行政だけが公共サービスを担うのではなく、「共助」という形で市民の方々に地域活動へ参加いただくことは、持続可能なまちづくりに効果的なだけでなく、自然災害等の有事の際に近隣の人々の助け合いによる、命を守る行動にもつながるものと考えております。</p> <p>近所のつきあいや地域交流が面倒で住みにくいという人がいることも承知しております、そのような方々に参加を強要する方針ではありません。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
10	<p><b>6-1-4 情報の公開と管理</b>  <b>3. 広聴広報活動の充実</b></p> <p>広報誌は自治会を通して配布する必要はないと考える。自治会で配布すると自治会の負担が大きい。      香川県の広報誌のように全戸配布すれば、「広報みとよ」を読んでいる市民の割合は増えると思うし、自治会の負担も軽くなる。広報誌は全戸配布にしていただきたい。</p>	<p>広報紙は、三豊市の市政情報をお伝えする上で重要な発信手段であると考えていることから、現在、自治会長を通じて配布しています。また、支所や図書館などの公共施設、スーパーやコンビニなど市内40ヶ所にも配置して、必要な方にお持ち帰りいただいているほか、ホームページや市公式LINEなどを活用したデジタルでの発信も進めております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただき、より良い市政情報の発信に努めてまいります。</p>
11	<p><b>パブリックコメントについて</b></p> <p>募集期間が、10月23日から11月2日まででは短過ぎる。「広報みとよ」に掲載がなかった。また、計画は234ページあり、家庭用のプリンターで印刷するのは困難であるため、希望者には計画の郵送または支所での受け取りができるようにし、募集期間も延長するべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、この度はパブリックコメントの募集期間が短く、ご不便をおかけいたしました。次回、総合計画を策定する際には、十分な期間を設けることとし、内容の確認方法等も含めて、パブリックコメントの実施体制に配慮いたします。</p>
12	<p><b>合併の効果検証について</b></p> <p>7町合併の効果を検証すべき。検証結果を市民に報告し、住民投票を行い、「合併するべきでなかった」が多数の場合は、地方自治法第7条に定める「廃置分合」のうちの分割の規定により、三豊市の分割を含めた計画を策定すべきである。</p>	<p>2006年の7町合併以後、人口減少に伴う財源縮小への対応や市民サービスの維持に向けて、合併特例債等の有利な財源措置を活用しながら、行財政の効率化を進めるとともに、一体的なまちづくりを進めてまいりました。今後も地域の特性や一人ひとりの個性を生かしたまちづくりに取り組むとともに、三豊市が持続可能なまちであり続けられるよう、行政サービスの維持・向上を目指してまいります。</p>
13	<p><b>2-2-2 施設の充実と適正配置</b>  <b>2 学校の再編整備</b></p> <p>再編整備基本方針では、統合を前提にしているが、統合済みの学校については統合の効果を検証し、検証結果を市民に報告し、住民投票を行い「統合するべきでなかった」が多数の場合は、分割再編をすべきである。</p>	<p>三豊市教育委員会では、教育的観点を第一に、地域社会、財政等も考慮し、2011年に学校再編整備基本方針を策定し、学校再編整備を進めています。これまでに山本町の4小学校、財田町の2小学校、詫間町の2小学校が統合していますが、それぞれ地域の方の同意を得て、地域協議会を立ち上げて地域の皆様と協議しながら進めてきました。また、統合した学校の児童や教員へのアンケートを実施しており、その結果はホームページに掲載しています。</p> <p>今後も、再編整備基本方針に基づいて学校再編整備を進めていきますが、再編の対象となる地域の皆様へは丁寧な説明に努め、合意形成が得られれば地域協議会を立ち上げて、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、共に学校再編に向けて協議を進めていきたいと考えております。</p>
14	<p><b>3-7-1 地域医療の充実と安定経営の実践</b></p> <p>外来診察予定表を見れば虫食い状態になっている。今のままでは、管理費や人件費などの維持費が嵩むと考える。市民は予定表のとおり発病しない。医師の確保が無理であれば病院 자체を民営化するか、市民病院を廃止し医院または診療所規模にしていつでも受診できるようにすべきである。</p>	<p>現状では、専門診療科目での常勤医の確保が難しいため、現在の診療体制となります。今後は医師確保に努め、外来診療体制の充実を図っていきたいと考えております。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
15	<p><b>4-2-4 計画的な土地利用とエリアマネジメント</b></p> <p><b>1. 本庁舎及び詫間庁舎周辺の市街地エリアの開発【重点】</b></p> <p>本庁舎周辺整備については、「高瀬駅の問題」と「主に子育て支援施設等を核とした施設とその周辺環境整備の問題」を切り分け、特に「高瀬駅の問題」をより、自治体側の負担でも整備していく姿勢を表明すべきである。高瀬駅の利用状況と同程度の他駅では自治体負担による整備となっており、「官民連携や整備手法等の検討を行い」との自治体負担を避ける方法での解決の検討から一步踏み込んだ解決が求められる。</p> <p>また、詫間庁舎周辺整備では、「複数の施設に分散する機能を集約・複合化した市民センター詫間（仮称）」と「造船所跡地は多様な利活用を想定した多目的広場を整備」とあり、双方とも自治体主体で行うと実現性を伴った記載となっている。造船所跡地整備は、「官民連携や整備手法等の検討」をしっかりと行い、自治体側の負担もより慎重な検討をすべきと思われる。この部分の表現を訂正すべきである。</p> <p>高瀬駅の問題の「官民連携や整備手法等の検討を行い」との慎重な自治体の関与の姿勢と、造船所跡地への自治体側が具体的に積極的に多大な負担を考えている姿勢の整合性は理解しがたいので、適切に修正すべきだと考えられる。</p>	<p>第2次総合計画前期基本計画に引き続き、新たな後期基本計画においても、「エリア開発」という事業分野に分別される、『本庁舎周辺整備事業』と『詫間庁舎周辺整備事業』をひとつの取組としてまとめています。機能集約や配置等に考慮した一体的なエリア整備を行うことは、効率的かつ経済的な事業実施はもとより、有利な財源の確保となるほか、各施設や機能の効果拡大にもつながるものと見込んでいますが、両エリアは地域特性や課題等が異なることから、事業内容やその進め方などはすべてが比較できるものではないため、それぞれの状況に沿った事業計画・スケジュールのもと、事業を進めているところです。</p> <p>現在、本庁舎周辺と詫間庁舎周辺では、事業進捗の状況が異なりますが、最小の財政負担のもと、最大の事業効果を発揮できるよう、民間企業を含む関係各所との連携や財源の確保など、必要な研究・検討を重ねたうえで事業を進めてまいります。</p> <p>これらのことから、文言は素案のとおり施策の方針を示すこととし、詳細な事業計画については、状況に応じて適宜見直しを行いながら事業を実施してまいります。</p>
16	<p><b>4-2-4 計画的な土地利用とエリアマネジメント</b></p> <p><b>1. 本庁舎及び詫間庁舎周辺の市街地エリアの開発【重点】</b></p> <p>詫間庁舎周辺整備では補助制度を活用すると思われるが、計画を「複数の施設に分散する機能を集約・複合化した市民センター詫間（仮称）」と「造船所跡地は多様な利活用を想定した多目的広場を整備」とすでに具体的に分類しており、十分な検討後、時期をずらして個別に申請する手法を検討することも可能であると思われる。したがって、造船所跡地整備は「官民連携や整備手法等の検討」をしっかりと行い、自治体側の負担もより慎重な検討をすべきと思われる。この部分の表現を訂正すべき。</p> <p>詫間地区においては、造船所跡地整備、旧永康病院跡地などの多大な公共施設投資については公共施設削減の中で市内バランスもあり、過剰投資にならないよう多角的で慎重な議論が必要だと考えられる。逆にいえば、造船所跡地整備と旧永康病院跡地双方を含めた合理的な都市再生整備計画の可能性まで視野に入れることもできるので、造船所跡地の計画の前めりの表現は避けるべきである。</p>	<p>詫間支所周辺整備事業で活用予定の補助制度は、定められた区域内で一体的に行われる施設整備等のまちづくり事業に対して支援を受けられるものであることから、制度の趣旨に則り、市民センター詫間（仮称）や造船所跡地、既存施設等のあらゆる都市機能を関連づけてエリア一体を集中的に整備することで、市民生活の利便性を向上させ、まちの活気につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、市内すべての地域で画一的なまちづくりを行うのではなく、それぞれの地域が持つ特性や歴史文化を生かしたまちづくりを実現することで、三豊市全体の魅力向上につながるものであると考えております。</p>
17	<p><b>3-7-1 地域医療の充実と安定経営の実践</b></p> <p>「旧永康病院の建物については、早期の跡地活用を検討します。」とあるが、公共施設の削減合理化の方向性と食い違わないように、「公共による早期の建設ありき」との解釈にならないように丁寧な表現が必要に思われる。</p>	<p>旧永康病院の建物については、解体費用が多額なことから民間売却等も含めて、財政負担が少ない方策を検討してまいります。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
18	<p><b>4-3-1 環境・景観の保全</b>  <b>3. 環境保全型農業の促進</b></p> <p>「地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に対し、普及促進と支援を行います。」とのことだが、どのように普及促進と支援していくのか。『三豊市第2次環境基本計画』を見ても方策が分からぬ。また、基準値が2（2022年度）に対して、目標値が3（2028年度）は低いのではないか。本来の農地の持つ循環機能を生かした農法の重要性をあまり理解していないように感じる。</p> <p>もっと積極的に推し進めていかなければ、地球環境の面でも問題であるが、それより子どもたちの心身が蝕まれていることのほうが問題。正しい農法で育てられた農作物を食べて育つことは、意義のあることだと考える。</p>	<p>地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動として「環境保全型農業」の普及促進と支援を行うこととしています。</p> <p>本事業は、化学肥料や化学合成農薬を原則5割以上低減する取組を支援する事業で、取組面積については年々増加傾向にあります。</p> <p>耕畜連携による良質な堆肥や稻わらなどを利用することにより、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を目指してまいります。</p> <p>方策としては、「三豊市農業振興計画後期計画」の農業振興施策となります。</p> <p>関連計画に「三豊市農業振興計画」を記載いたします。</p>
19	<p><b>4-3-2 グリーン社会の実現</b>  <b>1. カーボンニュートラルの促進【重点】</b></p> <p>地球温暖化を実感しており、父母ヶ浜でも、温暖化による明らかな海面上昇が確認できる。次世代のことを考えるのなら、まず他の自治体が既に行なっている「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明は必須と考える。</p>	<p>自治体として「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」表明を行う上で、具体的な行動計画を策定することが不可欠であると考えております。まずは「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた市としての方針を「三豊市環境基本計画」及び「三豊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改訂する中で示したいと考えております。</p>
20	<p><b>4-3-3 ごみ・し尿・生活排水の適正処理</b>  <b>4. ごみの不法投棄対策の推進</b></p> <p>三豊市が誇る美しい海岸や莊内半島では、大量の海洋ゴミが漂着・廃棄されている。海洋ゴミはもちろん、道路上や市内全域の不法投棄ゴミ対策に、市民が積極的に取り組むような施策を掲げていただきたい。</p>	<p>現在、ボランティアや市民団体が実施している清掃活動で出たゴミについての処分費を市で負担しており、2023年度からは特に清掃活動の回数が多い海岸清掃等により出たゴミを回収するためのコンテナを海の近くに設置し、収集しやすいようにしております。</p> <p>ボランティアや市民皆様のご協力のおかげで住みよいまちづくりにつながっていると考えております。今後、さらに取組が進むよう努めてまいります。</p>
21	<p><b>重点プロジェクト</b>  <b>みとよでツナガル～集いとにぎわい～</b></p> <p>観光連携的な観点から、三豊市のみならず、近隣の善通寺市や観音寺市や県などに呼びかけ、また交通網を開拓し、どこの観光地から・どこの(他市)観光地へでも移動できるような広域の連携協議を展開する必要があると考える。</p>	<p>広域的な連携による誘客は非常に効果的な戦略と捉えており、三豊市では近隣市町と観光連携に向けた協議を進めています。今後も広域的な観光施策の実現に向け、精力的に取り組んでまいります。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
22	<p><b>1-3. 観光 連携体制の構築</b></p> <p>「観光地域づくりに向けて主体的に連携する」という意味が曖昧で、イメージが湧きづらい。地域観光というのは、旅行者の受け入れ先となる地域が、その地域ならではの体験プログラムを企画・運営する現地集合・現地解散型の新しい観光形態のことと理解しているため、早期に分かり易い具体的なイメージ図を描くことがよいと考える。</p>	<p>観光地づくりにおいては、市民の皆様に分かりやすいビジョンを提供し、それを実現するための計画や行動を具体的に示すことは重要と考えております。2024年度に「第3次観光基本計画」の策定を予定していますので、いただいたご意見を参考にしながら計画に反映してまいります。</p>
23	<p><b>1-3. 観光</b></p> <p>最大の課題は、⑦「観光地域づくり」と①「地域サービスの提供」の区別がされておらず、両者を漠然・混然と考え、きちんと区別されていない点であると思われる。</p> <p>⑦については、複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織作りをすべきである。①については、地域の観光資源の開発や資源の活用を促進するため、各関係機関と連携し、旅行客にとっての目的地を客観点で、経営・開発を行ったり、地域に特化し、専門性を持って、サービス提供者独自の手法と豊富な地域の高度な知識によって、観光資源やテクノロジーを有効活用した宣伝、イベント、ツアー、アクティビティを企画し、地域交流や地域活性化などの提案が行われるべき。</p> <p>また、市として積極的に取り組むのであれば、従来の考え方を方向転換し、積極的に観光物産館や駐車場、宿泊施設などの整備など、現地や業務委託者等に任せると留まらず、大幅な設備投資が積極的に必要と考える。</p> <p>なお、官民連携の重要性は説明のとおりだが、市としての積極的な姿勢が掛け声だけで終わっているように感じるため、単なる地域課題として捉えるのではなく、能動かつ主導的な目に見える行動が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、観光地域づくりと地域サービス提供は異なる側面を持ちますが、それぞれを担う機関が協働することで地域資源を最大限に活用できると考えております。そのため、官民が連携した観光地づくりは重要ですので、今後は市が主導的な役割を果たし、市全体が積極的に観光地づくりに関与できるよう取り組んでまいります。</p>
24	<p><b>1-3. 観光 1-3-1 魅力的な観光地域づくり</b></p> <p>「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指すためには、市として、どのような観光地にするのかのビジョンを早期に確立すべきあり、その企画立案についても市職員や民間企業任せではなく、観光や地域についてビジョンを有している人物や地元の有識者を含めたプロジェクトチームを立ち上げ、観光資源の開発や保全に取り組むべき。</p> <p>なお、旅行者が増加した場合、オーバーツーリズムの問題として、⑦住民の生活環境の悪化、渋滞、事故、交通機関の混雑・遅延や、①違法民泊の増加ごみ投棄、騒音、宿泊施設の不足、緊急時の安全確保、②観光資源の劣化自然破壊、景観の悪化、文化財損傷などが考えられ、これに伴い経済的な損失、観光地の魅力低下、観光客の満足度低下が発生するので、これらを見据えた取組も事前に必要と思われる。</p>	<p>観光地づくりについて、市民の皆様に分かりやすいビジョンを提供し、それを実現するための計画や行動を具体的に示す必要があると考えております。2024年度に「第3次観光基本計画」の策定を予定していますので、観光に関する皆様のご意見を伺ながら、また、今回いただいたご意見も参考にしながら計画に反映してまいります。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
25	<p><b>1-3. 観光</b></p> <p><b>1-3-2 戰略的な情報発信の推進</b></p> <p>三豊市の知名度やイメージの向上は当然のことであり、特に全国的に知名度を上げている父母ヶ浜などについては、このチャンスを逃さないよう、岩国市の錦帯橋課のような父母ヶ浜に特化した専門課を設けてその保全と宣伝に尽力すべきではないか。</p> <p>また、情報の発信方法についても、パンフレットやリーフレットなど従来のアナログ的なもののみならず、ホームページやフェイスブックあるいはSNSなど若者や外国人の利用が多い方式にシフトすべき。</p>	<p>三豊市では、産業政策課が観光部門を担い、課内で観光振興と施設管理の専門グループを組織しており、三豊市観光交流局とも連携して観光施策に取り組んでおります。</p> <p>また、情報発信においては、従来の紙媒体からデジタル技術による情報発信にシフトし、特に三豊市観光交流局のSNSは多言語に対応しています。情報発信のデジタル化は観光客の増加に寄与してきたところであります。今後も発信内容の充実に努めてまいります。</p>
26	<p><b>1-3. 観光</b></p> <p><b>1-3-2 戰略的な情報発信の推進</b></p> <p><b>2. インバウンド対策の推進</b></p> <p>近年は、アメリカ・ヨーロッパ系の旅行者を多数見るようにになっており、アジア系の旅行者を圧倒的な数で上回っているため、アメリカ・ヨーロッパ各国との友好連携を模索すべきではないか。</p> <p>また、三豊市を通過・来訪する外国人籍を実地調査したり、地図案内板を点検し、新たに多言語地図案内板や無料WiFiの設備、歩道休憩場や給水場の設置、また、現地案内人や通訳ガイドについても育成し整備すべきではないか。</p>	<p>本市を訪れる外国人はアジア圏から広がりが出ていますので、欧米などを含めた外国人観光客をターゲットとした誘客も必要と考えております。その中で、紫雲出山を訪れた外国人観光客のアンケート結果によれば、来訪動機は三豊市観光交流局のホームページとの回答が多くあり、多言語による情報発信の重要性を認識しておりますので、今後も情報発信の充実に努めてまいります。</p> <p>また、案内看板の多言語表記や無料Wi-Fiスポットの周知も重要となってきますので、受入環境の整備も検討してまいります。</p>
27	<p><b>1-3. 観光</b></p> <p>観光旅行者が交通の便良く商工観光課を訪れるができるよう、主管課を豊中庁舎に配置するのではなく、本庁舎に移転し、職員も充実すべきであるし、来年度からJR高瀬駅が無人化されることについても、見直しを求める少なくとも詫間駅については、有人駅の維持を死守する行動を展開すべき。</p>	<p>現在、三豊市では、高瀬町の本庁舎にある産業政策課が観光部門を担っており、JR詫間駅のテナントには三豊市観光交流局が事務所を置き、観光案内業務を行っております。</p> <p>当市は現在、「三豊市地域公共交通計画」を定め、JRを含めた市内公共交通ネットワークの維持・確保を進めているところであります。その観点からもご指摘いただいたJRの駅に関しては関係機関と調整を続けてまいりたいと考えております。</p>
28	<p><b>2-7. 人権尊重社会</b></p> <p>人権問題を積極的に取り上げて、啓発を行わなければならないのは、教育現場のみならず、特に地域社会内においてこそ実施しなければならないと考える。</p> <p>香川県の法テラスに派遣されている弁護士のコメントでは、「香川県は西部それも北部地域における住民の感覚が封建的で、家庭内における古老や自治会などにおいて個人の権利を無視した考え方方が固着しており、中東讃と比較しても雲泥の差がある。」、「市主催の人権相談においても、相談員自身がその地域の住人で構成されていることから、人権の何たるかを理解しておらず、自ら事件を無視した回答をするなど、適正な相談とは程遠い状態である。」とのこと。人権教育については引き続き一層強化し、人権相談におけるスタッフについても今一度見直すべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、人権尊重社会の実現に向けては、人権教育だけではなく啓発も重要です。市では市民や市内企業等を対象に講演会や会合等により、人権の大切さ、如何なる理由があっても差別は決して許されないとを伝えております。</p> <p>市主催の人権相談とありますのは、おそらく市内公共施設で行っている法務大臣が任命した人権擁護委員による特設人権相談だと思われます。人権擁護委員はあらゆる人権課題の解決に向けて取り組んでおり、長年にわたり、人権教育や啓発に携わった教員OBや行政職員OBの方もいます。高い人権感覚のもと人権相談に従事されていますので、ご理解いただきたいと思います。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
29	<p><b>2-7. 人権尊重社会</b></p> <p>自治会非加入によるゴミ出し禁止決議が人権侵害であるとして全国的な問題になっており、近々最高裁による判決が出ると報道されているが、市内においても同様の取扱いが歴然と行われていないか、住民間においてトラブルが生じていないかを点検し、今一度自治会などに警鐘を込めた周知の研修を講じておく必要があると考える。</p>	<p>ごみ収集は、収集にかかる費用を必要最小限に抑えながら効率的なルートで収集を行うため、ステーション方式を採用しております。また、市内にあるステーションは、自治会等が設置、市が認定したものであり、市は自治会等に対して、ステーションの管理について協力を依頼しています。自治会等の方々のご協力があるおかげで、分別の徹底や不法投棄の抑止になっているものと考えております。</p> <p>ご意見にあるような人権侵害などについては、未然に防ぐことでできるよう啓発に努めています。</p>
30	<p><b>3-6. 生活困窮者支援</b></p> <p>生活困窮者の一形態として、離婚後の「ワンオペ育児」がある。離婚後、子を監護している親に対しては、一方の親から養育費の支払いが行われるところ、実際には支払いが滞ったり、最悪の場合は途絶えてしまうことが多々見られる。他方、養育費は子の扶養を目的とした金銭債務であるが、現実は親子の生活費と費消されていることが多い、結果として子の就学や生活に支障が生じているケースが散見される。</p> <p>生活保護の制度上、養育費が家族の収入の一部と見なされ、生活保護費の受給に影響していると思われるが、その中でも養育費の債務名義(公正証書など)を有していることで、生活保護費の受給が制限されたり、減額されている状態で、義務者から養育費の支払いがストップしても何等の手当ができるない点が問題になる。</p> <p>他の自治体においては、市が債務名義のあることを条件に、自治体が臨時に金銭支援をし、市が義務者から取立てを行うという取組が行われている。三豊市においても、そのような方式を含め、生活保護費制度とは別建てのサポートができる体制を構築すべきだと考える。</p>	<p>養育費受取を支援することにより、ひとり親家庭の経済的安定による貧困化の未然防止と福祉の向上を図ることは非常に重要であると市も認識しております。2023年度から、ひとり親が養育費に関する公正証書等の作成費用を負担した場合や、受け取るべき養育費に関して養育費保証契約を締結した場合に要する費用に対し、補助金を交付する制度を開始しました。今後は養育費の支払いが確実に履行されるよう、公正証書の作成や養育費保証契約の制度の周知等を進めていきたいと考えております。</p>
31	<p><b>4-3-2 グリーン社会の実現</b></p> <p><b>1. カーボンニュートラルの促進【重点】</b></p> <p>カーボンニュートラルの促進が取り上げられたことは、大変すばらしい。住宅用太陽光発電を全世界に進められるよう、補助金の対応を提案する。それと並行して、蓄電システムの構築などを進めてはどうか。市が思い切った政策を打ち出すことで、市民の意識が高まり、本気でカーボンニュートラルの実現ができるのではないかと考える。財源は、バイオマス資源化センターみとよの財政内容を検討できないか。</p>	<p>クリーンエネルギーの利活用は重要な施策であり、住宅用太陽光発電システム、蓄電システム、HEMS及びZEHの補助事業はその事業規模を考察しながら継続して行きたいと考えております。加えて、温室効果ガスを多く排出している事業者に対して新たな施策を講じるとともに、CO2吸収源対策など様々な取組を行うことでカーボンニュートラルの実現を促進したいと考えております。</p> <p>また、財源の確保については、国や県の有利な補助制度を注視し、活用してまいります。</p>

## 第2次総合計画後期基本計画（素案）パブリックコメントにおける提出意見及び市回答

番号	意見要旨	回答
32	<p><b>4-2-4 計画的な土地利用とエリアマネジメント</b></p> <p><b>1. 本庁及び詫問庁舎周辺の市街地エリアの開発</b></p> <p>3段落目に次の文章の追加を検討いただきたい。「上記の開発にあたっては、当地の在来種であるシイ・カシ・タブノキといった直根深根性の広葉樹を用いて十分な植栽を施し、景観の保全や快適性・災害時のレジリエンス強化に努めます。」</p> <p>根拠は、自然が豊かであることを「住みやすい」理由にあげる人が多いことから、開発の際には、敷地内や周辺道路等の十分な緑化を心がけていただきたい。</p> <p>特に、今後起こり得る更なる温暖化や豪雨等の災害に対処するため、人が集まる場所や歩道等には十分な木陰や防災林があることが重要であると考える。宝山湖施設周辺、その他の公共の施設にも同様の対策をお願いしたい。</p>	ご提案のとおり、まちづくりを行ううえで、生活環境の魅力向上や防災の視点を取り入れることは重要であり、今後の設計を進める中で、施設やその他都市機能に合わせた具体的な内容を検討してまいります。
33	<p><b>4-3-2 グリーン社会の実現</b></p> <p><b>1. カーボンニュートラルの促進【重点】</b></p> <p>この項目が重点項目として入ったことを心から感謝すると同時に、市民として誇りに思う。気候変動は当初の予測より深刻であることが科学的に理解され、このままでは将来世代の QOL（生活の質）が著しく損なわれ、生存もままならない状態に陥ることが危惧される。最重要課題に位置づけ、あらゆる施策の基本原則として到底させることを希望する。</p> <p>目標設定の数値については、最低でも 2028 年に 500 千 t-CO<sub>2</sub> まで減らさなければ未来世代を守ることはできない。近年の気候災害の状況から考えても、どれだけ早い段階で削減できるかが鍵になる。三豊市は先進国の自治体として、更なる削減が必要ではないか。</p> <p>気候変動と生物多様性の危機は、私たちの社会、経済、生命維持の基盤となる人類史上最大の問題である。この 5 年間に十分な対策を取ることが未来世代の命を守ることに直結するため、未来に誇れる 5 年間についていただきたい。</p>	国が「地球温暖化対策計画」で掲げている削減目標と同様に、本市においても温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減することを目指します。また、2028年度においての温室効果ガス排出量の目標値は510千t-CO <sub>2</sub> とし、44.7%削減を達成するためにクリーンエネルギーの利活用やCO <sub>2</sub> 吸収源対策などの様々な取組を講じてまいります。